

～ 児童虐待について ～

「家で頭を何度もたたかれた」「しついでたたいた」そんなことを耳にします。

(1) 虐待の種類

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。(児童虐待の防止等に関する法律 第二条)

- ① 身体的虐待 ② 性的虐待 ③ ネグレクト ④ 心理的虐待

暴力や暴行だけでなく、暴言・長時間の放置など保護者として著しく監護を怠る・子どもの心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動・他の家族に対する暴力や暴言を子どもが目撃することなども虐待です。

(2) 学校、教職員等の役割

虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応 担当課）や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うことが求められています。また、その子のケア等も必要な役割と捉えています。

- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ② 虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④ 虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）

子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。虐待は、しつけとは明確に異なり、家庭内であっても正当化されるものではありません。

しつけと体罰の違いって？ ～

令和元年 6 月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和 2 年 4 月に施行されました。

しつけとは

こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。



体罰とは

こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）です。

体罰等がこどもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があります。

こどもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

“しつけ？体罰？これってどっち？” .こどもまんなか子ども家庭庁.

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/no-taibatsu/>

(参照 2024-2-14) .

＜保護者の皆様へ＞

子育て、しつけについて悩まれたら、学校や相談機関へぜひ連絡してください。

＜地域の皆様へ＞

「虐待かも」と思ったら、子どもの利益を一番に考え、ためらわず専門機関などに 通告（連絡）してください。

【大津市子ども・子育て安心課】

077-528-2688

瀬田北の子どもたちが、安全で安心な暮らしができるよう、学校としても努めて参ります。保護者・地域の皆様もご協力ご支援の程よろしく願いいたします。